



島根県報

平成28年4月12日（火）

号外第97号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対 象等を定める告示
(林 業 課) 2

告 示

島根県告示第301号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第206号）は、廃止する。

平成28年 4 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。）、森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）、身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策、森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）、みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施（継続事業）及び再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。） (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	1申請につき2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円（植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあつては、200,000円）とする。
森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。）、木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。）、木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。）、竹を利用する取組及びみーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組の継続実施（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 県産の木材代 (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	
森で学ぶ取組（みーものスクール）	小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 講師謝金、旅費及びスタッフ	1校につき400,000円（1団体につき4校まで）

		の賃金 (2) 実施後個人の所有とならない 資材、用具、用品及び機械の購 入経費、借上経費及び整備経費 (用具、用品及び機械に係る経 費のうち単体で50,000円以上の ものを除く。) (3) 資材・参加者等を活動場所ま で運ぶ経費	とする。
--	--	--	------

4 交付対象者

市町村、自治会、森林組合、林業事業体、特定非営利活動法人、施設管理者、企業その他の団体

5 その他

知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各地域事務所（以下「地方機関」という。）を経由して農林水産部林業課に提出すること。ただし、実施場所が複数の地方機関の管轄区域にまたがる場合は、直接農林水産部林業課に提出すること。